

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：下水道法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第148号）

規制の名称：特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準の追加（1,4-ジオキサン）

規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課

評価実施時期：平成30年3月29日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響等は発現しておらず、現在も事前評価時の想定のとおり水質汚濁防止法における1,4-ジオキサンにかかる排水基準が設定されている。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

事前評価時は1,4-ジオキサンに係る水質汚濁防止法における排水基準の見直しと調整を図らず、下水道法における排除基準の規制をしないことにより終末処理場からの放流水が公共用水域の水質に影響を及ぼすおそれのある状況を想定していた。規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特になく、現在のベースラインに変化は生じていない。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現は無く、終末処理場での処理が困難な物質に係る下水道法における排除基準を定めることで、終末処理場に流れ込む下水を処理し、川等の公共用水域へ放流する排水の水質を、水質汚濁防止法で定める特定事業場からの公共用水域への排水の水質に係る基準に適合させ、公共用水域の水質の保全に資することで、排水規制行政の統一的な運用が担保されており、下水道法における排除基準に1,4-ジオキサン（0.5mg/L）を追加する当該規制の必要性は認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律では、最新の平成27年度報告において、下水道に下水を排除する特定事業場のうち、1,4-ジオキサンを排出している特定事業場が8事業場あることが報告されており、これらの事業場においては事前評価時に想定した処理費用が発生しているものと想定される。なお、既存処理施設により排除基準を遵守することができている場合や、1,4-ジオキサンを含む原材料の使用抑制、代替品の導入等、様々な対応を行っている場合が想定されることから、遵守費用を定量化して把握することは困難である。

⑤ 「行政費用」の把握

下水道に下水を排除する特定事業場については、多数の物質に係る排除基準（32物質）の監督を実施しており、1,4-ジオキサンの規制導入により若干の行政費用が発生するとしても、監督業務全体の中で一体的・効率的に実施することにより追加の費用は軽微と想定していたところであり、この想定と乖離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

下水道法における排除基準に1,4-ジオキサン（0.5mg/L）を追加したことで、下水道へ1,4-ジオキサンを排除する事業場は排除基準を遵守しており、終末処理場から公共用水域へ放流する排水の水質も基準を超過していない。この結果、水質汚濁防止法の排水基準と相まって「公共用水域水質測定結果」（環境省水・大気環境局）における、1,4-ジオキサンに係る水質環境基準値超過地点は0となっており、公共用水域の水質が保全されている。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

上記のような効果に鑑み、金銭価値化は困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

本規制については、副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

当該規制の導入に伴い、遵守費用は発生していると想定されるが、定量化して把握することは困難である。行政費用については、軽微な監督業務費用が発生していると想定される。一方、効果として下水道へ1,4-ジオキサンを排除する事業場は排除基準を遵守しており、1,4-ジオキサンに係る水質環境基準値超過地点は0で推移し、公共用水域の水質の保全が図られている。